

一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

168百万円（168百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

石綿取扱い施設周辺などで一般環境経由による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域の住民を対象として、調査対象者を5年間追跡する調査を実施し、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集する。

2. 事業計画（業務内容）

調査対象地域※において、問診、胸部エックス線検査、胸部CT検査等の検査を5年間継続し、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行う。その際、中央環境審議会の答申を踏まえ、過去に調査対象地域に住んでいた者をなるべく多く含めた形で調査を行い、より効果的・効率的な健康管理の在り方を検討・実施する。

なお、平成26年度は第2期調査の最終年度に当たることから、これまでに収集された知見を分析・総括するとともに、平成27年度以降の方針について検討を行う。

※大阪府泉南地域等、尼崎市、鳥栖市、横浜市鶴見区、羽島市、奈良県、北九州市門司区

区分	22	23	24	25	26
石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 （第2期石綿の健康リスク調査）					→
第2期調査の総括及び平成27年度以降の方針検討					→

3. 施策の効果

一般環境経由による石綿ばく露の可能性があった代表的な地域において、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況の比較等を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見が収集される。

また、第2期調査（～平成26年度）により得られた知見を分析・総括することにより、平成27年度以降の方針についての検討に資する。

一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

26年度要求額 168百万円(168百万円) 支出予定先 地方公共団体、民間団体等

石綿健康被害救済法附帯決議(平成18年3月)

「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図ること。」

対象者

(1) 石綿取扱い施設周辺などで一般環境経路により石綿にばく露した可能性のある地域※の周辺住民

※大阪府泉南地域等、尼崎市、鳥栖市、横浜市鶴見区、羽島市、奈良県、北九州市門司区(7地域、平成23年度)

(参考)平成23年度の対象者数:約3,000名

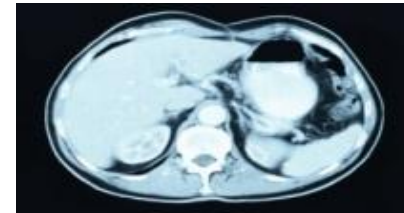
(2) 過去に調査対象地域に居住していた者(転居者)

○中央環境審議会答申(平成23年6月)

「過去に調査対象地域に住んでいた者をなるべく多く含めた形で調査を行い、どのような症状、所見、石綿ばく露のある者が健康管理の対象となるべきか等、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施すること。」

複数年の継続的な検査等

問診、胸部エックス線、胸部CT等の検査を実施



石綿ばく露の状況、石綿関連所見※、石綿関連疾患の発生状況等を比較

※胸膜プラーク、胸水貯留等の8つの所見

効率的・効果的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集